

## 岡山県市町村総合事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

【平成17年4月1日条例第9号】

(目的)

**第1条** この条例は、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 岡山県市町村総合事務組合の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務を行う場合
- (4) 前各号に掲げるものの外、管理者が必要と認める場合

**附 則** (平成17年4月1日条例第9号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。